

事務連絡  
令和2年1月24日

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 参加団体 各位

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課 労働資材対策室

## アンケート調査へのご協力をお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび国土交通省では、社会保険加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる社会保険への加入徹底方を検討していくため、業務委託先である株式会社日本アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、昨年度に引き続き、下記のとおり建設企業の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へご周知くださいますよう、何卒、ご協力の程、お願いいたします。

なお、本調査は、建設業における社会保険加入対策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはありません。建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますよう、ご周知いただければ幸いです。

記

### 1. 調査の目的

各建設企業における以下の現状を把握することを目的に、建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業に対してアンケート調査を行う。

- 下請企業等に対する社会保険加入の確認について
- 法定福利費を内訳明示した見積書について（元請企業・下請企業として）
- 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について
- 民間発注工事における誓約書の提出について

## **2. 調査対象**

建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会参加団体に所属する建設企業 など

## **3. 調査の流れ**

- ①国土交通省から会員企業等へアンケートにご協力いただくよう各建設業者団体に依頼。
- ②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。
- ③WEBアンケートにより、各会員企業から直接回答（回答手順等は別添を参照）。
- ④調査実施主体（株式会社日本アプライドリサーチ研究所）にて集計。

## **4. アンケートページ**

<http://www.ari.co.jp/fukuri/>

※回答は暗号化して送信されます。

## **5. 回答期限**

令和2年2月18日（金）17時

## **6. 問い合わせ先**

アンケート事務局

TEL:03-6801-6910（平日 10:00-17:00）

## **7. その他**

- ・アンケート調査の回答方法は、集計作業の関係等により、原則インターネットにより提出してください。何卒、ご協力お願いします。
- ・本調査は、各建設企業の取組方針・取組状況を把握することを目的としておりますので、各建設企業の取組等を統括されている部署のご担当者等においてご回答ください。
- ・調査内容は主に「法定福利費を内訳明示した見積書」に関する設問となります。本見積書の活用については、標準見積書を作成・活用いただいている建設業者団体はもとより、同見積書を作成していない建設業者団体に所属する会員企業におかれても、活用されていることが想定されます。つきましては、標準見積書を作成していない団体におかれましてもできる限りアンケートに回答頂くよう、会員企業にご周知ください。

<担当>

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課労働資材対策室  
労働適正化係長 松下

Tel 03-5253-8111（内線：24828）/fax 03-5253-1555  
03-5253-8283（直通）

E-mail：matsushita-h2m7@mlit.go.jp

各建設事業者の皆様

令和2年1月24日

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課 労働資材対策室

## ウェブアンケート調査ご協力のお願い

国土交通省では、建設産業の健全な発展と建設技能者の処遇向上を目指し、平成26年度より「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」を実施しております。このたび令和元年度の調査を実施するにあたり、御社にもご回答をお願いすることとなりました。

趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願い致します。



### 回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いいたします。

**URL** <http://www.ari.co.jp/fukuri/>



- ・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
- ・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は10分程です。
- ・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

### 回答方法

同封の別紙をご覧ください

### 回答期限

令和2年2月18日(火) 17:00

<回答方法・内容に関するお問い合わせ>

(株)日本アプライドリサーチ研究所  
社会保険調査担当  
Tel 03-6801-6910 (平日 10:00-17:00)  
Fax 03-5259-6381  
E-mail: kensetsu@yama-21.com

<国土交通省担当部局>

国土交通省土地・建設産業局  
建設市場整備課労働資材対策室  
労働適正化係長 松下  
Tel 03-5253-8111 (内線: 24828、24854)  
Fax 03-5253-1555

# ウェブアンケートの回答方法

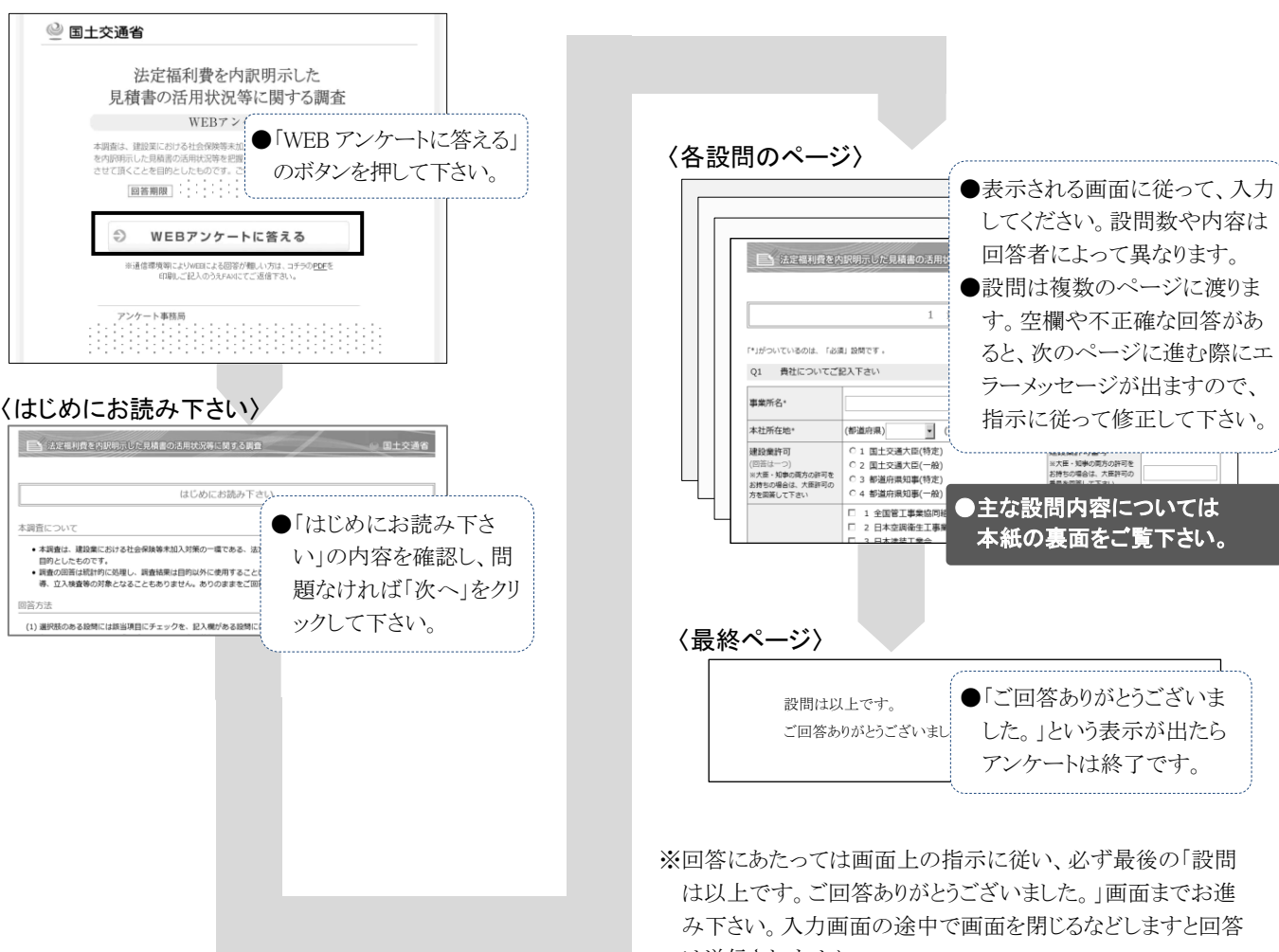
ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

<http://www.ari.co.jp/fukuri/>

※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい

2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。



※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

## お問い合わせ

### アンケート事務局

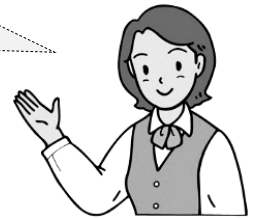
TEL:03-6801-6910 (平日 10:00-17:00 受付期間 ~2月18日(火))

※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直してください

FAX:03-5259-6381

# 本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は10分程です。※ご回答者様により設問内容に変動があります。



## 1. 貴社の概要について

- ・ 基本情報  
(事業所名、企業形態、本社所在地、建設業許可、建設業許可番号、所属団体、主な許可業種、従業者数)
- ・ 請負工事の概要  
(元請／下請、公共／民間工事の割合、工事の発注者の属性、最も多い請負階層、請負った工事の元請企業)

## 2. 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

- ・ 下請企業・協力会社の有無
- ・ 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認・指導について（企業、従業員・作業員）

## 3. 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

- ・ 下請企業等に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 下請企業等からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っているかの有無
- ・ 法定福利費を見積もっていない理由

## 4. 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

- ・ 注文者からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出した際の注文者の反応
- ・ 注文者からの法定福利費の支払い状況
- ・ 注文者に法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった、減額された理由
- ・ 注文者に対して提出する見積書の様式について
- ・ 見積書に内訳明示した法定福利費額の算出方法について

## 5. 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

- ・ 請負代金内訳書等における法定福利費の明示の有無
- ・ 請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由
- ・ 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由

## 6. 民間発注工事における契約書の提出について

- ・ 民間発注工事の注文者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」の提出の有無
- ・ 誓約書を提出していない理由